

長野県アイスホッケー連盟  
慶弔規定

第 1 条 長野県アイスホッケー連盟は理事もしくはそれに準ずる立場にある者の慶弔、罹災について、本規定の金額を支給する。

第 2 条 弔慰金、見舞金は次の通りとする。

1. 本人死亡 10,000 円 他に生花 1 基
2. 配偶者・実父母死亡 5,000 円
3. 実・養父母死亡 弔電
4. 災害見舞金 10,000 円

第 3 条 長野県アイスホッケー連盟に功績顕著であった者に対して、特に会長がみとめた者に対して弔慰金を支払うことがある。